

**高取町健康増進計画及び食育推進計画策定に係る調査業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 趣旨・目的

高取町では「高取町健康増進計画及び食育推進計画」を策定し、その推進に取り組んでいるところである。この計画は高取町民が健康に過ごせるようにするために、町民の健康状態や、健康的な生活習慣のかくりつのために課題を把握し、健康づくりの方向性を明らかにするものとして策定している。

本計画は計画期間を令和6年度までとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、計画期間を2年延長し令和8年度までの計画とした。令和8年度に計画の最終評価を迎えることから、その評価及び次期計画策定に取り組むこととする。

健康づくり及び食育の推進に関する国・県の動向把握、各種統計資料の分析及び資料作成、計画素案作成など多岐にわたる取り組みが必要であることから、計画の策定をより円滑に進めるため、策定のための調査について業務委託を行うものである。そのため策定に係る調査業務に関する企画提案を募集し、豊富な情報・経験・知識などを有し業務遂行能力に優れた業者を選定するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

高取町健康増進計画及び食育推進計画策定に係る調査業務

(2) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

高取町健康増進計画及び食育推進計画策定に係る調査業務仕様書のとおり

(4) 予算額及び見積限度額

金 3,058,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とし、これを超える金額の提案は認めない

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 近畿圏内に本店又は支店等を有する者であること。
- (3) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (5) 高取町入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
- (6) 高取町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は、同条第2号及び第3号に規定する暴力団員等の関与が認められる団体でないこと。
- (7) 本町が別紙仕様書に示す要件を満たすものを提供できる者であること。

- (8) 高取町の指名登録（物品）において登録していること。
- (9) プライバシーマークを取得している者であること。
- (10) 本業務を統括させるとともに、本町との連絡調整を行い、必要に応じて関係者等との調整を行うことができる者を主担当（無期限の雇用契約で常勤の者に限る）として配置することができる者であること。
- (11) 過去において奈良県下で健康増進計画策定を元請けとして履行した実績を有し、かつ令和4年4月以降高取町の計画策定業務の実績が3本以上あること。
- (12) 上記(1)から(11)の要件を満たさない場合は、本プロポーザルに参加できないものとする。

4. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出すること。

5. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和7年10月10日（金）まで
（ただし午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

高取町保健センター 福祉課保健センター
〒635-0153 奈良県高市郡高取町大字下土佐223番地1

(3) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②令和6年度・7年度高取町指名競争入札参加資格申請（物品・役務関係）の受付票の写し
- ③会社概要（様式第2号）
※プライバシーマーク登録証の写しを添付すること
- ④業務実施体制（様式第3号）
※3.（10）で示す要件を確認できるもの（社員証等）の写しを添付すること
- ⑤関連業務実績調書（様式第4号）
※実績を確認できる契約書の写し等を添付すること
- ⑥暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
※ 上記書類は高取町ホームページにてダウンロードすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。尚、郵送による場合は、簡易書留又は書留によることとし、令和7年10月10日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行う。

6. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年10月15日（水）まで
（ただし、午前9時から午後5時まで）

(2) 質問方法

質問票（様式第5号）に質問内容を簡潔明瞭に記入し、下記のメールアドレスに電子メールにて提出すること。また、確認のため質問票を提出した旨を電話連絡すること。

※質問は電子メールのみとする。口頭、電話、郵送等その他の方法によるものは、受付しない。

高取町福祉課保健センター takatori-hoken@town.takatori.nara.jp

(3) 回答

上記の受付期間に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和7年10月17日（金）までに電子メールにて回答する。

7. 提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年10月23日（木）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

高取町保健センター 福祉課保健センター
〒635-0153 奈良県高市郡高取町大字下土佐223番地1

(3) 提出書類

- ① 高取町健康増進計画及び食育推進計画策定業務委託に係る提案書（様式第6号）
- ② 業務実施体制及び実績（任意様式）
- ③ 業務実施スケジュール（任意様式）。
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3カ月以内のもの）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出とする。尚、郵送による場合は、簡易書留又は書留によることとし、令和7年10月23日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 提出部数

正本1部、副本10部を提出すること。

副本については、すべての書類において参加事業者を特定できる情報（会社名等）

を削除又は黒塗りをして提出すること。

(6) その他

- ① 用紙の規格は、A 4 を基本とし、記載内容に干渉しないようファイリングし提出すること。
- ② 提案書表紙（様式第 6 号）を 1 ページとし、各ページに通し番号を付けること。
- ③ 提案書表紙（様式第 6 号）原本には、代表者の押印をすること。
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

8. ヒアリング（プレゼンテーション）

提案者に提案内容の説明及び質疑を求めるためヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）又は 2 9 日（水）又は 3 0 日（木）予定
（詳細は別途通知する。）

高取町役場庁舎 2 階集会室

(2) 提案にかかる時間

プレゼンテーション 2 0 分
質疑応答 1 0 分

(3) 留意事項

- ① 出席者は最大 3 名までとする。
- ② 当業務実務主担当者が出席すること。万が一欠席する場合はその旨を申告すること。
- ③ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外する。
- ④ スクリーン、プロジェクターの使用は認めない。提案書のみを使用して説明することとし、追加の資料及び提案は認めない。

9. 審査結果

- (1) 別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を優先交渉権者に特定する。尚、最高得点を得た者が 2 者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を優先交渉権者に特定し、見積金額が同額の場合はくじにより優先交渉権者を特定する。
- (2) 審査結果は、ヒアリング後、概ね 7 日以内に電子メール及び文書にて全ての参加者通知する。
- (3) (2) の通知を受けた契約候補者は、記名押印後の「承諾・辞退届」（様式第 7 号）を持参または郵送にて速やかに提出すること。
- (4) 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

10. 仕様書等の確定の協議

町長は確定の通知を受けた優先交渉権者と協議して仕様書（企画提案書を含む。）の内

容を確定する。

1 1. 次順位の交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行い、仕様書等の確定に向けて協議する。

次順位の交渉権者には、福祉課の担当職員から別途連絡する。

- (1) 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- (2) 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- (3) 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

1 2. 契約締結予定者の決定及び契約手続

1 0又は1 1の仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約予定者を町長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、福祉課の担当職員からその旨を連絡する。連絡を受けた契約締結予定者は、契約の相手方であることを知った日から1 0日以内の間に契約を締結する義務を負います。契約締結事務は福祉課において行う。

1 3. 失格条項等

次に該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった者
- (2) この実施要領に定める資格要件を満たさなくなった者
- (3) 町が示した提案限度額を超える見積額を提出した者
- (4) 提出書類に虚偽の内容を記載した者
- (5) この実施要領に違反又は逸脱した者
- (6) その他町の指示に従わない者

1 4. その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- (5) 提出されたすべての書類は、高取町情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となる。
- (6) 提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めない。
- (7) 提案書の提出者が1者であった場合は、審査基準による得点が6 0点以上で、委員会が認めたものを契約の相手方として特定することがある。
- (8) その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとする。

15. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
参加申込書の提出	令和7年10月10日（金）まで
質問票の提出	令和7年10月15日（水）まで
質問票の回答	令和7年10月17日（金）まで
提案書の提出	令和7年10月23日（木）まで
ヒアリング	令和7年10月28日（火）又は29日（水）又は30日（木） 予定
審査結果の通知	令和7年11月上旬予定
契約の締結	令和7年11月上旬予定